

【住宅施設係・管理係】

1 住宅総務費 6,582万円

市が管理する住宅総数は1,116戸です。このうち川内団地など市営住宅が876戸、特定公共賃貸住宅2戸、市有住宅は91戸、地域振興住宅は147戸を管理しています。

住宅使用料を主な財源として、住宅の改修・修繕などの住宅管理を計画的に行っています。老朽化等により機能低下や継続管理の困難な住宅については、建替えや改善、用途廃止に伴う解体工事などを計画的に進めます。

住宅使用料は住みよい住宅環境を維持する為の大切な財源です。納期内に納めましょう。

曾於市営・特公賃・市有・振興住宅管理戸数 令和4年4月1日現在

	市営(戸)	特公賃(戸)	市有(戸)	振興住宅(戸)	計(戸)
末吉	311	2	40	75	428
大隅	321	0	29	42	392
財部	244	0	22	30	296
計	876	2	91	147	1,116

2 スtock総合改善事業 954万円

社会資本整備総合交付金を主な財源として、既設市営住宅について計画的に改善を進めます。今年度は、平成29年度に改訂した公営住宅等長寿命化計画の見直しを計画しています。

3 地域振興住宅建設事業 1億3,304万円

市の単独事業などに使われる過疎債を活用し、地域の要望等をふまえて、新規転入者の若者世帯が居住できる新たな住宅の建設により、地域の活性化を推進するため地域振興住宅5戸の建設を計画しています。



地域振興住宅

4 住宅リフォーム促進事業 1,200万円

地域経済の活性化と快適な住環境の整備による定住促進を図るため、市民自ら居住する住宅のリフォーム工事費の一部を補助する事業を実施します。

但し、リフォームを行う業者は、市内業者に限ります。

【補助事業】

- ・工事経費が20万円以上
- ・対象工事費の10%
- ・最高15万円補助

【住宅施設係】

1 住宅耐震改修等促進事業

126万円

地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、下記の補助を行っています。

(1) 耐震診断補助 募集棟数 3棟

耐震診断資格者による診断に要する経費を補助します。既に耐震診断を終えている場合は対象外となります。また、1棟につき120,000円を限度とします。ただし、対象外経費は除きます。

(2) 耐震改修補助 募集棟数 3棟

木造住宅耐震改修に要する経費を補助します。既に耐震改修を終えている場合は対象外となり、診断を受け未改修のときは対象となる場合があります。また、1棟につき300,000円を限度とします。

(3) 補助の要件

- ・耐震診断及び耐震改修工事を行う木造住宅の居住者または所有者であること。
- ・昭和56年5月31日以前に着工された1戸建て住宅、長屋及び共同住宅で2階建て以下かつ延べ面積500平方メートル以下のもの。
- ・市税等の滞納がないこと。

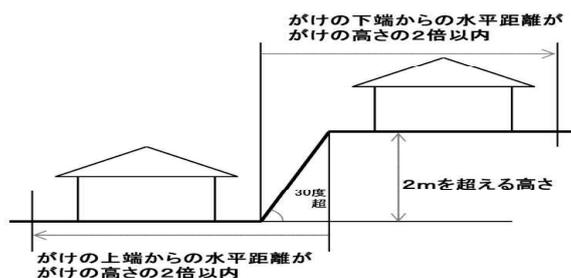
1 がけ地近接等危険住宅移転事業

842万円

がけに近接する危険住宅には、補助金を交付する制度があります

移転者に危険住宅の除却等に要する経費と新たに建設する住宅（購入も含みます）に要する経費に対し補助金を交付する制度です。

危険住宅とは、下記のような昭和46年8月31日以前に建築された住宅，又は県が指定した土砂災害特別警戒区域内にある危険住宅です。



(詳しくは本庁建設課までお問い合わせください。)

【建築係・用地係】

1 狭あい道路整備等促進事業

301万円

都市計画区域内における建築行為に係る狭あい道路(幅員4m未満の道)の後退用地を寄附していただき、市が後退用地の分筆測量及び登記費用の負担、並びに後退用地を整備することにより、緊急車両の通行や災害避難等を円滑にするなど生活環境の向上を図ります。

敷地が、狭あい道路(建築基準法第42条第2項道路)に面している方で、次の予定がある場合

は本庁建設課までご相談ください。

- 建築の新築，増改築をする場合
- 門や塀などを撤去する場合
- 敷地前の道路を広げたいとお考えの場合など



【用地係】

1 危険廃屋解体撤去事業 2,850万円

市民の安心安全と住環境及び良好な景観づくりを推進するため，危険廃屋の取り壊し，撤去，処分にかかる工事費の一部を補助する事業を実施します。

但し，解体撤去を行う業者は，市内業者に限ります。

【補助基準】

- ・工事経費が30万円以上
- ・対象工事費の30%
- ・対象工事費が 30万円以上100万円以下 補助限度額30万円
- // 100万円超 200万円以下 // 35万円
- // 200万円超 // 40万円

2 空き家再生等推進事業 121万円

空き家等の実態を調査することにより空き家の利活用を図り，また危険廃屋等の撤去推進を図ります。

空家には次の種類があります

- ①活用空き家 すぐに活用が可能な空き家
- ②不明空き家 所有者等の活用意向が不明な空き家
- ③事情空き家 さまざまな事情から，管理出来ない空き家
- ④放置空き家 放置されているだけの空き家

※空き家等問題に関しては本庁建設課へご相談下さい。

なお，空き家バンクについては本庁企画課となります。

3 宅地関連等災害復旧事業 500万円

災害により被害を受けた宅地関連等の災害復旧を推進するため，災害復旧事業にかかる工事費の一部を補助する事業です。

【補助対象事業】

- ・経費が10万円以上かかる復旧事業
- ・土砂の流入により損壊した宅地等の補修
- ・立木，倒木などの支障物の撤去
- ・崩壊した法面の整形及び保護工事
- ・ブロック塀等，工作物の撤去及び修復

【補助金額】

- ・対象事業費の2分の1（千円未満切り捨て）で最高100万円を補助します。

建築物を建てる場合には、建築確認申請・工事届けが必要です

建築基準法は生命・健康・財産を守るため、建築物の敷地・構造・設備・用途及び地震や火災などに対する安全性や地域の環境など必要な基準が定められています。建築物を建てる場合には必ず守らなければなりません。

建物を建築する際は、定められた建築確認手続や届出をしましょう。

【土木係・計画係】

1 道路維持費

2億5,950万円

市道において、舗装・側溝・路肩・法面等の維持補修管理を適正に行い、交通安全と日常生活の利便性の向上を図ります。また、市内各自治会の皆様にご協力を頂きながら市道清掃を実施し、市道の保全と地域の生活環境改善に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 維持補修作業
- (2) 自治会道路清掃（報奨金）
- (3) 道路清掃業務委託（伐採等）
- (4) 維持工事（舗装補修・側溝改修等）
 - 末吉管内…飯塚・原村線 外11路線
 - 大隅管内…寺脇線 外23路線
 - 財部管内…正部・十文字線 外8路線



側溝改修予定箇所



舗装改修予定箇所



路肩補修予定箇所

市道舗装の経年劣化に伴う更新や、幅員が狭く未改良市道の比較的短い区間で、市民の日常生活に多大な支障をきたしている路線を、効果的な改良拡幅や舗装の改修を行い、地域に密着した道路整備を図ります。

【主な事業内容】

(1) 測量設計委託（5路線）

- 末吉管内…柳井谷・箕原線
- 柳迫小線
- 西飯塚線
- 中原・白毛線
- 小倉集落道（分筆）

(2) 改良・舗装工事（6路線）

- 末吉管内…柳迫小線
- 小倉集落道
- 西飯塚線
- 大隅管内…笠木・かんじん松線
- 財部管内…閉山田・踊橋線
- 水の手・桜並木線



西飯塚線



柳迫小線



笠木・かんじん松線



閉山田・踊橋線

3 辺地対策事業

1億9,144万円

市内の辺地地域内の市道において、幅員狭小や急カーブ等が多く、地域住民の日常生活に支障をきたしている未改良路線を計画的に拡幅改良し、利便性の向上を図ります。

【主な事業内容】

(1) 測量設計委託（1路線）

大隅管内…笠木・かんじん松線

(2) 新設改良工事（7路線）

大隅管内…須田木線

笠木・かんじん松線

神牟礼・沖上線

財部管内…荒川内・ハヶ代線

高塚線

桐原・溝ノ口線

馬水・高塚線



須田木線



笠木・かんじん松線



馬水・高塚線



高塚線

本市の住民生活に密着し、地域の産業に不可欠な市道で、幅員狭小や急カーブ・交通実態に合わない等、地域住民の日常生活に支障をきたしている未改良路線について、改良舗装を行い過疎地域の活性化を図っていきます。

【主な事業内容】

(1) 測量設計委託（7路線）

- 末吉管内…蔵之町・五位塚線
- 原口・堂園上線
- 小倉・坂下線
- 麓・橋野線
- 二反久保・中原線
- 柗井・岩南線
- 大隅管内…紺垣線

(2) 新設改良工事（12路線）

- 末吉管内…蔵之町・後迫線
- 柗井・岩南線
- 中高松・西福留線
- 麓・橋野線
- 原口・堂園上線
- 小倉・坂下線
- 大隅管内…桂・二重堀線
- 紺垣線
- 土成・柳井谷線
- 神牟礼・三文字線
- 財部管内…切通・杵比野線
- 杵比野・八ヶ代線



原口・堂園上線



小倉・坂下線



神牟礼・三文字線



切通・杵比野線

5 社会資本整備総合交付金事業

8,609万円

東九州自動車道等幹線道路へのアクセス道路として重要な路線や県道と県道を結ぶ物流の重要路線を、地域産業の基盤強化と生活環境の改善のため、改良拡幅及び舗装の性能向上を図ります。

【主な事業内容】

- (1) 測量設計委託（1路線）
財部管内…正部・十文字線

- (2) 改良舗装工事（2路線）
大隅管内…河原・飛佐線
財部管内…正部・十文字線



河原・飛佐線



正部・十文字線

6 公共施設等適正管理推進事業

3,596万円

主要市道の舗装や法面等で機能が低下した施設の改修を実施し、施設の保全を実施することにより通行の安全と交通アクセスの円滑化を図ります。

【主な事業内容】

- (1) 舗装等改修工事（3路線）
大隅管内…平木・伊屋松線
伊屋松・新留線

財部館内…上正ヶ峯・田平線



平木・伊屋松線



上正ヶ峯・田平線

7 緊急自然災害防止対策事業

2,205万円

市道脇で、豪雨時に土砂など崩落がある不安定な法面を、住民の安全の確保と市道の性能維持のため整備を行います。

【主な事業内容】

- (1) 法面改修工事（1路線）
末吉管内…富田・永田迫線



8 排水路整備事業

8,486万円

市道の排水路整備は、道路の機能保持に不可欠なものであり、豪雨等により災害を起こす恐れのある道路側溝や流末排水路を整備し、道路の機能強化を図ります。

【主な事業内容】

- (1) 測量設計委託（7路線）
末吉管内…高尾・緩毛原線
町畑・西福留線
大隅管内…小松線
馬場・竹山線
上長江線
財部管内…畠中・正ヶ峯線
大峯線
- (2) 排水路工事（15路線）
末吉管内…緩毛原・七村線
町畑・西福留線
迫・宇都之上線
見帰・坂元線
橋野・見帰線
大隅管内…河原・飛佐線
平木・伊屋松線
小松線
須田木線
財部管内…下中野・炭山谷線
北俣・馬立線
畠中正ヶ峯線
十文字・宇都線
古井・荒川内線
大峯線



見帰・坂元線



河原・飛佐線



十文字・宇都線

9 橋梁長寿命化修繕事業

5,320万円

老朽化及び損傷した橋梁の修繕・維持管理を計画的に行い、車両や歩行者の安全な通行を確保し、橋梁の長寿命化により維持管理や架け替えなどのコストの縮減を図ります。

【主な事業内容】

- (1) 橋梁修繕調査設計業務委託
大隅管内…宮田橋1号橋
財部館内…中間隧道
- (2) 橋梁点検調査業務委託
市管理橋梁の点検調査(29橋)
- (3) 橋梁修繕工事(3橋)
末吉管内…田之神橋
財部館内…井手頭橋
瓶台4号橋



田之神橋



井手頭橋

10 交通安全施設整備事業

3,093万円

市道で見通しの悪い急カーブや交差点及び道路外への転落等の恐れのある道路において、道路反射鏡・ガードレール・外灯・区画線等の交通安全施設を設置し歩行者及び通行車両の安全確保に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 外灯・街路灯等の設置や管理
- (2) 交通安全施設設置工事
道路反射鏡, 防護柵, 区画線, 外灯,
道路警戒標識等



ゾーン30更新予定箇所



防護柵設置予定箇所

1 1 河川費（河川総務費，砂防費）

3, 680万円

河川の維持工事を計画的に行います。また，県営事業の砂防工事や急傾斜地崩壊対策事業の推進と負担金を支出し，地域住民の生命財産の保護に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 県単急傾斜地崩壊対策工事（1地区）
財部管内…川内2地区
- (2) 県営事業負担金
急傾斜地崩壊対策事業（2地区）
大隅管内…渡辺団地地区
財部管内…片平地区
緊急改築
曾於市内…測量設計
- (3) 河川維持工事（5河川）
末吉管内…川原谷川，町下川
大隅管内…炭床川，神牟礼川
財部管内…後川



神牟礼川護岸補修



渡辺団地地区

1 2 都市計画総務費

3, 167万円

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来，低炭素化の推進，防災・減災まちづくりの推進，歴史文化資源を活かしたまちづくり等，都市を取り巻く社会環境の変化・ニーズに対応した持続可能な都市づくりに努めます。

【主な事業内容】

- (1) 都市計画基礎調査業務委託
- (2) 街路交通調査委託
- (3) 都市計画変更業務委託
- (4) 橋上残土処分地整備工事



地域高規格道路 都城志布志道路(末吉IC)

1 3 都市公園管理費

3, 299万円

都市公園が安全で市民の憩い、コミュニティ活動の場として、その機能を十分に発揮できるよう、既存ストックの有効活用を含む効果的・効率的な整備・維持管理に努めます。

【主な事業内容】

- (1) 公園清掃業務委託
- (2) 公園遊具安全点検業務委託
- (3) 公園整備工事
鳴神公園便所新築工事



市内の都市公園(末吉町 新地公園)

1 4 特殊地下壕等対策事業

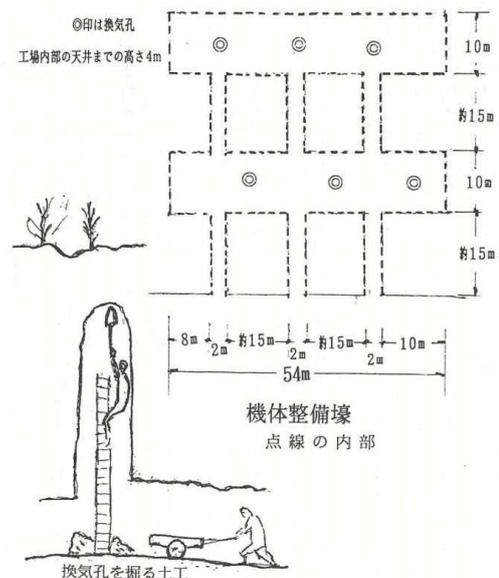
2, 145万円

戦時中に造られた防空壕等の特殊地下壕のうち、危険性のある壕に対し防災処理等の対策を実施することで、民生の安定を図り、公共の福祉の確保に努めます。

【主な事業内容】

特殊地下壕対策事業 大隅町月野八合原地区
(芙蓉部隊飛行機地下整備工場跡地充填工事)

- (1) 測量設計
- (2) 高密度電気探査・ボーリング調査
- (3) 充填工事



地下壕構造図

水道事業会計

本市水道事業は、給水開始以来その事業の目的である安心、安全な水を供給してきました。給水戸数及び給水量共に若干の増減はあるものの順調に運営されています。

令和4年度は、業務予定量として給水戸数を15,039戸、年間給水量3,289,790立方メートル、1日平均給水量8,983立方メートルを予定しています。

1 主な水道事業会計費用

- | | |
|---|------------------|
| (1) 収益的支出 | 5億6,518万円 |
| いつでも水道を使用できるよう、各家庭に水を送り届けるための維持管理に必要な修繕費や動力費、人件費及び企業債の利息として支払う経費です。 | |
| (2) 資本的支出 | 4億2,479万円 |
| 水道管路や水道施設の整備、機器購入に必要な経費及び企業債の元金償還として支払う経費です。 | |

2 施設の主な整備計画

本年度の主な施設整備工事は、末吉地区上水道施設整備（高松地区）、配水管整備、各施設維持管理をそれぞれ行い、安心安全な水をより安定的に供給し住民サービスの向上を図ります。

取水設備改良費 **1億8,374万円**

末吉地区高松浄水場整備工事ほか

配水管整備 **9,685万円**

水道管布設工事（末吉町法楽寺地区・岩崎地区・財部町平原地区ほか）

3 整備予定箇所



末吉地区高松浄水場整備箇所

公共下水道事業会計

住みよい快適な生活環境と大淀川の水質保全を目的として、下水道事業を進めてきました。平成9年度から工事に着手し、平成29年度で計画面積200haへ変更認可を受けたところです。令和2年度より公営企業会計を適用し、安定した経営を図り、施設の管理と下水道加入促進に努めます。

令和4年度は、業務予定量として接続戸数を1,738戸、年間排水量379,009立方メートル、1日平均排水量1,038立方メートルを予定しています。

1 主な下水道事業会計費用

- | | |
|---|-----------|
| (1) 収益的支出 | 1億9,852万円 |
| 各家庭から排水される水をきれいにするための維持管理に必要な修繕費や動力費、人件費及び企業債の利息として支払う経費です。 | |
| (2) 資本的支出 | 1億2,140万円 |
| 下水道処理場や、管渠築造工事の施設を新設や改良する経費及び企業債の元金償還として支払う経費です。 | |

2 施設の主な整備計画

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 汚泥脱水処理施設外構工事 | 520万円 |
| 令和2年度に整備された脱水処理施設の外構を整備します。 | |



曽於市下水道浄化センター

3 浄化槽設置整備事業（個人設置型）**6,447万円**

し尿及び生活排水を浄化して、自然環境の汚染を防ぎ、住みよい生活環境を目指します。
この事業は、公共下水道区域以外の市内全域が対象で、浄化槽を設置する方に補助金等を交付する事業です。

4 浄化槽設置整備事業計画

(1) 浄化槽設置整備事業補助金 **4,877万円**

市内全域（公共下水道区域以外） 140基

・補助基本額

5人槽 1基当たり 332,000円

7人槽 1基当たり 414,000円

10人槽 1基当たり 548,000円

(2) 単独浄化槽撤去費補助金 **360万円**

40基

単独浄化槽から合併浄化槽へ切り替えた際、単独浄化槽撤去にかかった費用に対して9万円を限度に補助金を交付します。

(3) 単独浄化槽転換に伴う配管補助金 **1,200万円**

40基

単独浄化槽から合併浄化槽へ切り替えた際、配管の布設替えにかかった費用に対して30万円を限度に補助金を交付します。

農業委員の役割

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて、市町村に義務づけられた行政委員会です。「農業委員会等に関する法律」の改正により、公募制となり市長が議会の同意を得て任命する農業委員19名（許認可等）と公募により農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員19名（現場活動等）が加わり38名で日常活動をしています。

農業委員と農地利用最適化推進委員は、連携をしながら農業委員会の主たる業務である農地の権利移動の許認可や農地パトロール、「貸したい」「借りたい」総点検活動、農業者年金業務、担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消、無断転用の発生防止・解消、新規参入の促進、認定農業者の育成、農業に関する調査研究、農業者への情報提供、行政庁への政策提言等を行っていきます。

農業委員会の活動内容

1 優良農地の確保	2 農家への支援
(1) 農地転用・権利移動の申請受理並びに知事への進達 (2) 無断転用防止・農地パトロールの実施 (3) 荒廃農地の解消・農地の利用集積の促進 (4) 農地の利用状況調査、意向調査、再生利用が困難な農地の非農地判断 (5) 農家相談の開催、「貸したい」「借りたい」総点検活動	(1) 担い手農家や認定農家に対する農地のあっせん活動 (2) 新規就農者に対する農地のあっせん活動 (3) 農業経営規模拡大事業の一部助成（貸し手・借り手に対する市の助成） (4) 農地流動化の促進 (5) 家族経営協定の締結促進
3 農政活動	4 農業者年金の加入促進
(1) 認定農家や担い手農家と語る会の開催 (2) 国・県・市に対する建議及び要望 (3) 農政の調査研究	(1) ゆとりある老後の生活支援活動
	5 農地中間管理事業
	(1) 農地の貸し借りを支援

【総務係・農地係】

1 優良農地の確保対策及び庶務全般 3,271万円

農地法に基づく諸手続き

○農地法第3条

農地を売買したり贈与したり貸借するには、前もって申請書を農業委員会に提出して農業委員会の許可を受けることが必要です。この許可により、名義変更の登記申請ができ、軽油免税のための耕作証明も受けられます。

○農地法第4条・第5条

農地を耕作以外の目的で使うには、前もって県知事（4ヘクタールを超えるときは九州農政局長への協議）に許可を受けなければなりません。

申請書は、農業委員会を通じて県知事に提出し、許可までおよそ2ヶ月（農振除外はさらに延びます。）を要します。

法第4条は所有者自らの事業目的での転用について、法第5条は所有者以外の事業目的での転用について申請するものです。

【無断転用には厳しい罰則】

許可を受けずに転用すれば、農地法違反ですので、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、都道府県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。これに従わない場合は罰則が科せられます。

【届出】

- 2アールに満たない所有農地に畜舎や農機具倉庫などを建築する場合及び農地の形状変更（盛土等）をする場合には、用途変更届出が必要。
 - 相続等により許可を受けることなく、農地の権利を取得した者は、農業委員会に届出が必要。
- ◎ これらの申請を受けて、許可書や標識を交付したり、各種証明事務を行ったりします。

○利用状況調査・意向調査・非農地判断の実施

農地法により、毎年農地の利用状況調査を実施し、調査結果に基づき、再生可能な荒廃農地（A分類）・再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B分類）・耕作中に分類し、特に優良農地の中の荒廃農地に対しては指導等を実施し、荒廃農地の解消を推進します。A分類については、意向調査を実施し、鹿児島県地域振興公社（中間管理事業）へ情報提供し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B分類）については、非農地判断をします。

【農政係】

1 農家支援活動事業

628万円

大切な農地の売り買い・貸し借りは、農業委員会を通じて、“安全・安心”です。一定の条件を満たす農家には市の助成金があります。



2 農政活動事業等

農政部会では、曾於市の農業振興と農家の地位向上に寄与するための調査研究を行い、農家の意見を行政機関に建議・政策提案を行います。

また、農業施策研究のため各施設等の調査研修を行います。

【主な事業内容】

- (1) 認定農家と語る会を実施します。
- (2) 農業委員会だよりの発行を3月に実施します。
- (3) 小作料や農作業別標準賃金表等の農業関係情報を作成し公表します。

3 農業者年金加入促進事業

38万円

農業をされている方の老後の生活のゆとりと安心のため、農業者年金の加入促進と年金受給等の手続きを行っています。

加入の申し込み・相談は、農業委員会や農協で行っています。

【農業者年金の内容】

- (1) 将来の年金受給に必要な原資を自分で積み立て、運用し受給額が決定します。
- (2) 国民年金の第1号被保険者で、60日以上農業に従事する60歳未満の方が加入できます。
- (3) 毎月の保険料は2万～6万7千円の間で自由に選択でき、増減も可能です。
- (4) 加入・受給中死亡でも80歳までの保証付きの終身保険です。
- (5) 保険料は全額社会保険料控除となります。
- (6) 意欲ある担い手に保険料助成（政策支援）があります。